

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進				
評価方式		総合・実績事業	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	⑬政策目標6-2
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	77,290,463	77,834,856	77,622,110	76,802,128	101,634,898
	補正予算	85,691,850	△15,852	3,925,150	-	
	繰越し等	-	-	-		
	計	162,982,313	77,819,004	81,547,260		
執行額		162,773,635	77,695,473	81,062,444		

政策評価調書（個別票2）

政策名	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進					番号	⑬政策目標6-2	(千円)		
	予 算 科 目					予 算 額				
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	元年度 当初予算額	2年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	財務本省	経済協力費	経済協力に必要な経費	76,802,128	101,634,898		
	●	2								
	●	3								
	●	4								
	小計							76,802,128	101,634,898	
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計									
対応表において○となっているもの	○	1								
	○	2								
	○	3								
	○	4								
	小計									
対応表において◇となっているもの	◇	1								
	◇	2								
	◇	3								
	◇	4								
	小計									
合計							76,802,128	101,634,898		

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進				番号	⑬政策目標6-2	(千円)
事務事業名	概要	整理番号	予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	達成しようとする目標及び実績		
			元年度当初予算額	2年度概算要求額	増△減額		政策評価結果のポイント		
							概算要求への反映状況		
			該 当 な し						
合計									

○ 政策目標 6-2 : 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

**政策目標の内容及び目標設定の考え方**

世界経済の中で大きな地位を占める我が国として、自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困や地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力を積極的に取り組むことが求められています。こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。国際協力機構（JICA）の有償資金協力や国際協力銀行（JBIC）による支援については、現地の社会・経済への貢献等の要素を備える「質の高いインフラ投資」の実現も含め、開発途上国の経済発展を支援していく観点から、重点的に取り組んでいきます。

**上記の「政策目標」を達成するための「施策」**

政6-2-1 : ODA等の効率的・戦略的な活用

政6-2-2 : 有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等

政6-2-3 : 債務問題への取組

政6-2-4 : 開発途上国に対する知的支援

**関連する内閣の基本方針**

- 「インフラシステム輸出戦略」（平成25年5月17日第4回経協インフラ戦略会議決定、平成27年6月2日、平成28年5月23日、平成29年5月29日、平成30年6月7日改訂）
- 「開発協力大綱」（平成27年2月10日閣議決定）
- 「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」（平成28年5月23日公表）
- 「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）
- 「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）

**施策** 政6-2-1 : ODA等の効率的・戦略的な活用

**取組内容**

我が国は、持続可能な開発のための2030アジェンダ（用語集参照）やODA等に関する様々な国際公約の達成に向けた取組を積極的に推進する一方、我が国の厳しい財政状況や国民の視点を踏まえると、ODAについてはこれまで以上に戦略的な実施や開発効果の向上等に努めていくことが課題となっており、平成27年2月10日に閣議決定された「開発協力大綱」でも示された通り、ODA等について一層の重点化・効率化を図ることが求められています。

財務省は、関係省庁間で密接な連携を図りながら、有償資金協力（円借款：用語集参照）・技術協力・無償資金協力の一体的活用、国際開発金融機関（Multilateral Development Banks: MDBs（用語集参照））及び諸外国との援助協調の推進、国別援助方針の策定、ODA評価の充実、NGOや民間企業等との連携、国際協力銀行（JBIC）の機能強化等に取り組んでいるところであり、引き続きODA等の効率的・戦略的な活用に取り組んでいきます。

定性的な測定指標	
	<p>[主要] 政6-2-1-B-1：円借款を通じたODAの効率的・戦略的な活用</p> <p>(平成31年度目標)</p> <p>円借款等を実施するに当たって、適切な事業規模の確保、他機関との連携及び必要に応じた制度改善等を通じて、その効率的・戦略的な活用を図っていきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>我が国の経済・財政状況が厳しい中、幅広い国民の理解を得てODAを実施していくためには、効率的かつ戦略的に援助を実施していく必要があるためです。</p>
	<p>政6-2-1-B-2：JBICを通じたその他の政府資金（OOF：Other Official Flows）の効率的・戦略的な活用</p> <p>(平成31年度目標)</p> <p>JBICの機能強化及び他機関との連携を通じて、途上国の安定的な経済社会の発展や、地球規模課題の解決に貢献していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>「開発協力大綱」にも示されている通り、開発協力は、ODAのみならず、JBICの実施するOOFとの連携を強化し、開発のための相乗効果を高める必要があるためです。</p>
今回廃止した測定指標とその理由	
	該当なし
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○参考指標1「開発途上国に対するODA、OOF及びPF（民間資金）の実施状況」</li> <li>○参考指標2「円借款実施状況」【再掲（総5-1：参考指標4）】</li> <li>○参考指標3「円借款の標準処理期間の達成状況」</li> <li>○参考指標4「JICAの詳細型事後評価完了案件の分布」</li> <li>○参考指標5「国際協力銀行（JBIC）の出融資保証業務実施状況」【再掲（総5-1：参考指標5）】</li> </ul>
施策	政6-2-2：有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等
取組内容	<p>財務省は、有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援や国際協力銀行（JBIC）業務、国際開発金融機関（MDBs）に関する業務を所管する立場から、以下の通り取り組んでいきます。</p> <p>A 有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援</p> <p>開発途上国に対して、長期・低利の緩やかな条件で開発資金を融資する円借款は、途上国にとって必要不可欠な経済インフラの整備や社会開発を推進するために重要な役割を果たしています。その効果を一層高め機動的な円借款の実施を可能とするために、円借款や海外投融資（用語集参照）の更なる迅速化や、ハイスpekク借款（用語集参照）、サブ・ソブリン向け円借款（相手国政府保証の免除）及びドル建て借款といった制度拡充を実施し、その運用をしています。</p> <p>円借款は、返済が求められる有償の資金であることから、債務償還確実性の確保に慎重を期す必要があります。財務省としては、IMFをはじめとする国際金融機関の知見も活用し</p>

つつ、途上国の財政や国際収支の状況を分析する等、債務の持続可能性に目を配るとともに、世界銀行をはじめとする国際開発金融機関との連携が図られるように意を用いる等、援助効果の向上に努めています。こうした観点から、相手国政府との協議や、それを受けて策定される国別援助方針、更には、個々の円借款の案件の形成に参画していきます。

引き続き、アジア地域をはじめ、世界各地域に対し、その必要性と特性に応じ、世界銀行、アジア開発銀行（Asian Development Bank：ADB）などの地域開発金融機関との連携を深めながら、開発効果の高い円借款の供与を図っていくほか、更に技術協力・無償資金協力との有機的連携を進めていきます。

#### B 国際協力銀行（JBIC）を通じた支援

国際協力銀行（JBIC）については、引き続き、民業補完の原則の下、国策上重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努め、こうした取組により、途上国等の持続的発展に貢献していきます。

また、JBICは、海外発行体が発行するサムライ債（用語集参照）を保証又は一部を取得することにより、同発行体の信用力や債券発行力を補完し、東京市場での知名度を高め、将来的に独力でサムライ債が発行できるよう支援しています。

平成28年には株式会社国際協力銀行法を改正し、更なるリスク・テイクを可能とする「特別業務」を創設しました。

また、平成30年7月にはESG（環境、社会、ガバナンス）投資という世界的潮流を踏まえ、地球環境保全目的に資するインフラ整備を幅広く支援することを目的とする「質高インフラ環境成長ファシリティ」（JBIC Global Facility to Promote Quality Infrastructure Investment for Environmental Preservation and Sustainable Growth：QI-ESG）（用語集参照）を新たに創設しました。こうした枠組みも活用し、途上国等を支援していきます。

#### C 国際開発金融機関（MDBs）等を通じた効率的・戦略的な支援

世界銀行、アジア開発銀行等のMDBsは開発援助における豊富な経験を有し、高度な専門知識を持った人材を数多く有するとともに、その広範な情報網を活用して現地の支援ニーズを的確に把握することにより、効果的な援助を行うことができる等の長所があります。MDBsは、貧困削減や包摂的成長の実現に向け、国際開発コミュニティの中で中核的な役割を担うことに加え、気候変動等のグローバルな課題への対応についても重要な役割を果たしています。

我が国は、開発分野で重視するテーマについて、MDBsを重要なパートナーとして協働して取り組んでいきます。平成29年5月に横浜で開催されたADB総会では、ADBとの間で、質の高いインフラ整備や保健分野での連携強化を表明するなど、MDBsとの協力を積極的に推進しています。

併せて、MDBsの主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念や経験・専門的知見をMDBsの政策や業務に反映させ、また、我が国の開発援助にMDBsの経験・専門的知見を活用することで、我が国支援の効果・効率を増大させていきます。最近では、平成30年4月に実質合意に至った世界銀行グループの増資とそれに伴う改革に関して、我が国が議論を主導し、合意形成に大きく貢献しました。今後、増資に向けて我が国が重視していた、高中所得国向け融資の段階的な縮小を通じた所得の低い国への支援強化など、増資に当たって合意された改革を世界銀行グループが着実に実施していくよ

う、我が国としても引き続き働きかけていきます。

今後とも、政策協議等の場を活用してMDBs等との意見交換・議論を活発に行っていきます。

#### D 国際機関と連携したUHC実現のための支援

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）（用語集参照）は平成27年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）のターゲットの一つとして挙げられています。我が国は、平成28年5月のG7伊勢志摩サミットや同年8月の第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）において国際保健を重要な柱と位置付け、UHC推進に係るビジョンを示すなど、国際場裡における議論を先導しています。財務省としても、国際開発金融機関の主要ドナーとして世界銀行等と共同して途上国におけるUHC推進のイニシアティブを積極的に進めており、平成29年12月には世界銀行、世界保健機関（WHO）などの国際機関や、厚生労働省、外務省などと共催で「UHCフォーラム2017」を東京にて開催し、UHC達成の取組を加速させるためのコミットメントとして、UHC達成に向けたグローバルなモメンタムの強化や各国・各機関の連携体制強化等を提唱した「UHC東京宣言」を発表しました。また、平成30年4月にはIMF・世界銀行春総会においてUHC財務大臣会合を開催し、UHC実現に向けた持続可能な保健財政枠組構築のための財務当局の関与の重要性や財務大臣と保健大臣の連携の重要性について発信しました。引き続き、関係省庁や国際機関と連携しつつ、UHC実現に向け議論に積極的に参画していきます。

#### E 地球環境保全に向けた開発途上国の取組支援

平成27年12月に行われた国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、「京都議定書」に代わる、2020年（平成32年）以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」（Paris Agreement）が採択されました。同協定は平成28年11月に発効したところであり、今後この協定の目的達成に向けた途上国の取組を積極的に支援していきます。

我が国は、世界銀行が管理する信託基金である地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：GEF）（用語集参照）及び気候投資基金（Climate Investment Funds：CIF）（用語集参照）、更には平成22年の国連気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）で設立が決定した緑の気候基金（Green Climate Fund：GCF）（用語集参照）の主要な拠出国となっております。関係省庁と協力し、各基金の評議会等への参加を通じてその活動を支援するとともに、これらの地球環境保全に向けた取組に積極的に参画していきます。

### 定性的な測定指標

【主要】政6-2-2-B-1：国際開発金融機関（MDBs）等を通じた支援への参画

#### （平成31年度目標）

世界銀行グループ、アジア開発銀行等の国際開発金融機関（MDBs）等の主要ドナーとして、業務運営に積極的に参画していきます。また、世界銀行グループの増資（平成30年4月に実質合意）に当たって合意された改革を世界銀行が着実に実施していくよう、我が国としても働きかけていきます。

#### （目標の設定の根拠）

MDBs等の業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念や経験・専門的知見をMDBs等の政策や業務に反映させることで、我が国支援の効果・効率を増大させていくことが重要であるためです。

	<p>政6-2-2-B-2：UHC実現に向けた戦略的な取組への積極的な参画</p> <p>(平成31年度目標)</p> <p>我が国が国際的取組を先導しているUHCの実現に向けた議論に積極的に参画していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>開発途上国等の持続的な経済発展のためには、UHCの実現が重要であり、その観点から、議論への積極的な参加とUHC実現に向けた取組の推進が必要であるためです。</p>
	<p>政6-2-2-B-3：地球環境保全に向けた議論への積極的な参画</p> <p>(平成31年度目標)</p> <p>我が国が主要な拠出国となっている地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：GEF）、気候投資基金（Climate Investment Funds：CIF）及び緑の気候基金（Green Climate Fund：GCF）の運営に係る議論に積極的に参画していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>気候変動等の地球環境問題に対する必要な援助を引き続き提供することにより、開発途上国における地球環境の保全を支援するため、議論に積極的に参画する必要があるためです。</p>
<b>今回廃止した測定指標とその理由</b>	
該当なし	
<b>参考指標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○参考指標1「国際開発金融機関（MDBs）に対する主要国の出資」</li> <li>○参考指標2「国際開発金融機関（MDBs）等に対する拠出金」</li> <li>○参考指標3「国際開発金融機関（MDBs）の活動状況」</li> <li>○参考指標4「円借款実施状況」【再掲（総5-1：参考指標4）】</li> <li>○参考指標5「国際協力銀行（JBIC）の出融資保証業務実施状況」【再掲（総5-1：参考指標5）】</li> <li>○参考指標6「国際協力銀行（JBIC）によるサムライ債発行支援の実績」</li> </ul>
<b>施策</b>	政6-2-3：債務問題への取組
<b>取組内容</b>	<p>我が国は、債務問題に直面した開発途上国政府に対し、パリクラブ（主要債権国会合）合意に基づき、公的債権の繰り延べや削減を行っています。近年においては、開発途上国に対する資金援助の構造も変化してきており、中国等をはじめとしたパリクラブ以外の新興援助国や、開発途上国自身による債券発行も含めた民間からの資金が増加する傾向にあります。その一方で、IMFや世界銀行においては、我が国を含めた全ての債権者やドナーが、債務持続可能性分析の枠組みに沿った行動をとるよう促しています。</p> <p>財務省としても、債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入（用語集参照）の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に対し、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参加していきます。</p>
<b>定性的な測定指標</b>	
	<p>【主要】政6-2-3-B-1：債務に関する諸問題についての議論への積極的な参画</p> <p>(平成31年度目標)</p> <p>債務の持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、新興援助国等</p>



も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していきます。

(目標の設定の根拠)

新興援助国や民間からの資金流入の増大等、開発途上国への資金流入状況が変化している中で、開発途上国が債務返済困難に陥らないために積極的に議論に参画していくことが重要であるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

該当なし

施策 政6-2-4：開発途上国に対する知的支援

取組内容

開発途上国が持続的な経済発展を進めるためには、財政金融分野等における適切な制度の構築が必要です。また、開発途上国と我が国が貿易投資等の経済関係や、密輸阻止及びテロ防止等のための協力関係を深める前提として、相手国当局の能力強化が重要です。

この観点から、これまでの取組を踏まえつつ、政策担当者等を日本に受け入れての経済財政政策等についての調査研究・セミナー等の実施、開発途上国が抱える政策課題等について現地に専門家等を派遣しての調査研究・セミナー等による技術支援の実施、また、海外の研究機関とのワークショップ等による研究交流を通じ、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供することで、開発途上国における政策の立案及び実施能力の向上等を目的とした人材育成支援を中心とする国際協力を積極的に取り組んでいきます。

また、開発途上国の税関当局に対しても、WCO（世界税関機構）（用語集参照）をはじめとする国際機関等とも連携しながら、税関分野の制度構築・整備、執行改善・能力強化を支援し、我が国との貿易投資等の経済関係及び水際取締りに関する協力関係の強化に取り組んでいきます。

同時に、これまで行った支援の不断の点検と改善を行うことにより、今後実施する支援が質の高いものとなるよう努めます。

政策実施の効果を客観的・定量的に測定することが可能なものとして、「知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度」（研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合）を、測定指標として設定しています。

定量的な測定指標

[主要] 政6-2-4-A-1：知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度(研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合) (単位：%)	年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度目標値
目標値		95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上
実績値		99.1	99.1	95.8	N.A.	

(注) 平成30年度の実績値は、平成31年6月に確定し、平成30年度実績評価書に記載します。

(出所) 関税局参事官室(国際協力担当)、財務総合政策研究所総務研究部国際交流課調

(目標値の設定の根拠)	
知的支援の効果・有効性の向上を一層図っていく観点から目標値を「95.0以上」としています。	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標1「研修・セミナー等の実施状況」

政策目標に係る予算額	平成28年度	29年度	30年度	31年度当初	平成31年度行政事業レビュー番号
(項) 経済協力費	162,982,313 千円	77,819,004 千円	81,547,260 千円	76,802,128 千円	
(事項) 経済協力に必要な経費	162,982,313 千円	77,819,004 千円	81,547,260 千円	76,802,128 千円	
内 アジア開発銀行等拠出金	31,462,187 千円	30,244,486 千円	33,849,122 千円	28,240,186 千円	0032~0050
内 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門出資金	130,070,000 千円	45,180,000 千円	46,010,000 千円	46,810,000 千円	0051
内 米州投資公社出資金	943,536 千円	1,074,907 千円	817,214 千円	802,621 千円	0052
その他	506,590 千円	1,319,611 千円	870,924 千円	949,321 千円	行政事業レビューの対象外
合計	162,982,313 千円	77,819,004 千円	81,547,260 千円	76,802,128 千円	

(注) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標6-2に係る予算額を記載しています。

担当部局名	国際局（総務課、地域協力課、開発政策課、開発機関課）、関税局（参事官室（国際協力担当））、税関研修所、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	政策評価実施予定時期	平成32年6月
-------	--	------------	---------